

連合福島「福島県平成30年度予算編成
に対する政策・制度の提言」への回答

2018年1月17日
連 合 福 島

要 請 内 容

I. 産業・雇用・労働関連政策

1. 産業の活性化・支援について

- (1) 東日本大震災により大きな被害を受けた本県の産業界は、中小企業に対する助成制度をはじめとした支援策が確実に復興・創生につながっているとはいえ、風評被害ははまだ払拭されず今後も復興に向けた取り組みは急務である。引き続き復興予算の確保に努め、復興の加速化を図ること。そして、今後は震災特需の終焉を見据えた本県産業の活性化に取り組むこと。

企画調整部 企画調整課 商工労働部 商工総務課

県では、県内産業の復興・再生に向け、企業の事業再開・継続に対する補助や金融支援を始め、企業立地補助金による新增設の促進を図るとともに、再生可能エネルギー、ロボット、医療関連産業など成長産業の育成・集積、さらには、雇用創出、人材の育成・確保など、様々な施策に取り組んでまいりました。

県内経済は、ピークアウトを迎えたものの高水準を維持する公共工事などの復興需要等により、着実に持ち直している状況であります。今後とも、これらの状況を注視し、本県経済の将来を見据えながら取組を継続するとともに、商工団体等と連携した中小企業の経営力強化や地元企業の新産業への参入促進等に取り組む、本県産業のさらなる活性化を図ってまいります。

本県産業の復興を始め、風評風化対策や福島イノベーション・コースト構想の一層の推進など、引き続き国に対して福島の実情を訴え、長期に及ぶ本県の復興に必要な財源をしっかりと確保してまいりたいと考えています。

- (2) 人口減少に歯止めをかける「ふくしま創生総合戦略」、さらには復興計画やイノベーションコースト構想を推進するにあたり、それぞれとの整合を図り具体的な関連施策を実行すること。また、市町村・関係関連団体との連携を密に、これまでの復興・創生に向けた経過を総括し、課題・ニーズについて整理しながら状況変化に順応し推進すること。具体的な計画及び成果(数値目標)については、その都度検証し、目標達成に向け、確実に実行すること。その上で県民に対する周知徹底を図ること。

企画調整部 復興・総合計画課

本県の大きな課題である「復興」、「地方創生」を着実に推進していくためには、関連する計画や施策の整合を図り、実効ある取組を展開していく必要があります。

このため、県の最上位計画である福島県総合計画「うつくしま新生プラン」のもと、復興の取組を機動的かつ確実に進めるための「福島県復興計画」やイノベーション・コースト構想、地方創生施策に特化した「ふくしま創生総合戦略」など各種計画の整合を図りながら、「復興」、「地方創生」の取組を推進しているところです。

状況変化に応じた施策を展開していくためには、市町村や関係団体等との連携はも

とより、県民の皆さんの意見を丁寧に酌み取りながら施策を構築していくことが重要であると認識しております。

施策の検証につきましては、毎年度、第三者による数値目標を含めた評価を実施しており、評価結果を次年度の事業構築に反映させるなど、より効果的な事業展開に努めているところです。

県民の皆さまに対しては、引き続きホームページ等を活用し、本県の取組や進捗等の周知に努めてまいります。

- (3) 「福島新エネルギー社会構想」や「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」が示す、2020年までに再生エネルギーの割合を40.2%にする数値目標について、現段階での取り組み状況や成果・効果の検証を行い、達成に向けた取り組みの強化を図ること。結果については県民への周知徹底に努めるとともに、引き続き再生エネルギーのPRと普及拡大に向けた支援に取り組むこと。

また、県内でも福島空港におけるメガソーラーなど、設置拡大が著しい太陽光発電システムについて、パネルの飛散事故などが発生していることから、安全面・運用面の管理について、周知・指導を徹底すること。その上で、今後大量廃棄が見込まれるパネルの処分について、参入業者への指導を強化すること。

企画調整部 エネルギー課

「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」に基づいて、2040年頃を目途に県内エネルギー需要の100%相当以上の再生可能エネルギーを創出することを目標に定め、導入拡大に努めてきた結果、平成28年度末の「県内エネルギー需要に占める再生可能エネルギーの導入割合」は28.2%、震災時点の21.9%から6.3ポイントの増となっております。

今後は、取組の成果について、各種媒体により県民に対し分かりやすい広報・周知に努めるとともに、昨年策定された「福島新エネルギー社会構想」に基づいて、風力発電等再生可能エネルギーの一層の導入拡大に取り組んでまいります。

また、発電事業者を対象としたセミナーの開催等により、太陽光発電所の適切な運営管理について啓発に取り組んでまいります。

- (4) 伝統工芸や地場産業の活性化を図るため、製品の普及促進や企業に対する助成など支援策に取り組むこと。

また、いまだ風評被害が続く、観光産業の活性化を図るべく、市町村・関連団体との連携のもと、観光資源の整備、何度でも訪れたい魅力ある観光地・町並みづくりに向けた支援・取り組みを推進すること。

これら、伝統工芸や地場産業、観光産業、その他現在集積化を進めている新産業について、付加価値創出によるブランド化や生産量・生産額の向上に向け、支援策を講じること。

観光交流局 観光交流課

県内の観光地の魅力向上を図るため、県では、市町村観光力づくり支援事業を実施しております。

これは、市町村が行う観光素材の発掘や磨き上げ、それらを発信する取組等に要する事業経費を補助するもので、平成 29 年度は、18 市町村 21 件に対し補助を行っております。

今後とも、市町村が自ら取り組む観光地域づくりを支援してまいります。

観光交流局 県産品振興戦略課

県では、伝統工芸・地場産業の活性化を図るため、著名なデザイナーやクリエイターと連携した新商品の開発に取り組みブランド力の向上を図るとともに、展示会への県ブース出展を通じ、商談機会の確保を図るなど、県産品の販路拡大に向けた取組を支援しているところです。

引き続き、風評や産地間競争に負けない魅力ある商品開発や販路の開拓・拡大支援に取り組むなど、地場産業の振興を図ってまいります。

- (5) 再生エネルギー・ロボット・医療・航空宇宙産業集積化に伴う関連産業の集積化推進や企業誘致、工場立地促進を図ること。また、県内中小企業の参入促進と支援に取り組むこと。

特に、労働力不足の解消や中小企業の生産性向上を図る上で重要な分野となるロボット産業について、企業へのロボット導入を前提としたインテグレータの養成、及び中小企業を中心とする導入支援に取り組むこと。

商工労働部 企業立地課

航空宇宙産業につきましては、これまで県内企業の参入意欲の向上を図るシンポジウムやセミナー、航空宇宙フェスタを開催するとともに、参入に必要な認証取得や人材育成等を支援するなど、県内企業の参入促進に努めてまいりました。

さらに今後は、国際商談会への出展等を通じて、県内企業の技術力をアピールしながら取引拡大を支援するなど、航空宇宙産業の更なる育成・集積に取り組み、立地企業への支援と新規参入の促進を図ってまいります。

商工労働部 産業創出課

再生可能エネルギー分野においては、平成 26 年 4 月に我が国の産業技術の中心的研究機関である産業技術総合研究所の福島再生可能エネルギー研究所が開所し、県と産総研との連携に関する協定に基づき、県内 33 社との共同研究を始めとして地元企業とも連携を図りながら研究開発や人材育成を進めております。

県においても、同研究所と連携し、産学官約 670 団体で構成する研究会活動を進めるとともに、地元企業が行う研究開発に係る経費を補助するなど、県内企業の新規参入や技術力向上等に向けて支援を行っております。

これらの取組を通じて、再生可能エネルギー分野における国内外の企業、最先端の

研究機関が立地する一大集積地の実現を目指してまいります。

商工労働部 医療関連産業集積推進室

医療機器の安全性評価試験等を一体的に行うふくしま医療機器開発支援センターの運営体制の強化を進めてまいります。

福島県医療福祉機器産業協議会の運営により企業の新規参入を促進するとともに医療機器設計・製造展示会「メディカルクリエーションふくしま」を開催しビジネスマッチング等の支援を行ってまいります。

商工労働部 ロボット産業推進室

産学官連携の下、会員相互交流の活性化と技術基盤の強化に取り組み、福島県におけるロボット産業の集積と取引の拡大を図ることを目的に、平成29年5月に「ふくしまロボット産業推進協議会」を設立し、セミナーの開催や情報提供等の取組を展開しているところであり、会員企業のニーズを踏まえた協議会運営に努めてまいります。

なお、県内で製造・開発された災害対応等ロボット、廃炉・除染ロボット、インフラ点検ロボット、無人航空機、重量物を運ぶための装着型ロボット、教育ロボットについて、県内の現場に導入する際の経費の一部を補助しております。

2. 雇用の維持・創出について

- (1) 若者の人口流出を防ぐため、「ふくしま創生総合戦略」の「県内に安定した雇いを創出する」取り組みの推進と、福島就職応援事業の推進など各市町村と綿密な連携のもと具体的な取り組み内容を精査し、Uターン・Iターン・Fターンの推進を図ること。

商工労働部 雇用労政課

「ふくしま創生総合戦略」に基づき、「しごと」を支える若者の定着・還流を促すため、福島市と東京都に設置した「ふるさと福島就職情報センター」において、首都圏に進学した学生等の県内還流を促進する取組を実施しております。

また、県内6か所に設置した「ふくしま生活・就職応援センター」においても、きめ細かな就職相談や職業紹介を行うとともに、県内外の避難者の就職を支援する巡回相談等を行っております。

さらに、高校生の就職・定着支援、市町村や商工会議所と連携し大学生のインターンシップを実施するなど、県内還流や県内定着に向けた取組を実施し、Uターン・Iターン・Fターンの推進に取り組んでおります。

- (2) 雇用創出の期待が大きい再生エネルギー・ロボット・医療・航空宇宙等の各関連産業について、企業誘致の支援策を講じ、目標を持って雇用促進を図ること。また、新たに起業したい方に対する相談窓口の設置などの支援策を講じること。

商工労働部 企業立地課

産業の裾野が広く、今後の成長が見込まれる再生可能エネルギー・ロボット・医療・航空宇宙関連産業などのいわゆる成長産業につきましては、企業立地補助金を始めとする各種の優遇措置の積極的な活用により企業立地を促進し、雇用の創出を図ってまいります。

商工労働部 産業創出課

本県では、新たに起業したい方に対する相談窓口として、福島駅西ロインキュベートルームを設置し、起業支援の専門人材が相談に応じる体制をとっております。なお、同施設では、起業者が安価に入居できるインキュベートルームの提供も併せて行っております。

また、女性・若者向け創業補助金による資金面に対する支援や、起業塾や伴走型支援による経営面に対する支援など、起業初期から成長期までを対象として総合的な支援策を講じております。

この他、国や市町村の支援策を含め、県内で利用できる支援策を専用ウェブサイト「ビズスタふくしま」に集約し、新たに起業したい方がワンストップで必要な情報を入手できる環境の整備を行っております。

- (3) 県内に多数存在する歴史と自然をもつ観光資源・伝統産業や名産品について、それぞれの産業振興・活性化が重要であることから、現状の課題把握と活性化に向けた戦略策定のもと、市町村との連携強化を図ること。その上で、継承・後継者づくり・人材育成に取り組み、観光産業・地場産業の雇用拡大につなげること。

観光交流局 観光交流課

持続的な観光振興に向け、地域DMOの形成を県内各地に広げていく必要があり、県では、市町村や観光関係者を対象とした人材育成研修やアドバイザーの派遣を実施しております。

平成29年度は、観光地域づくりに向けて必要なデジタルマーケティングに関する知識やスキルを学ぶための人材育成研修を実施しているところです。

引き続き、市町村と手を携えながら、地域の核となって観光による地域づくりを進めるための人材育成を支援してまいります。

観光交流局 県産品振興戦略課

国・県指定の伝統工芸品等は、地域の伝統と文化に培われた産品であり、後世に継承・発展させていくことが重要であることから、今後とも、各産地を始め、市町村等と連携を図ってまいります。

また、県では、伝統工芸・地場産業のデザイン力・マーケティング力・ブランディング力等の強化を図るため、世界的デザイナー（コシノジュンコ氏）を初代校長に迎え、「ふくしまクリエイティブクラフトアカデミー」を開講し、県内の伝統工芸・地場

産業に携わる職人や担い手を目指す者が、商品の売り方や付加価値の高いものづくりなど、必要なスキル習得を図っております。

- (4) 中小企業退職金共済の加入事業所に対する補助制度の導入について、市町村への働きかけを行うこと。

商工労働部 雇用労政課

掛金の一部補助等の支援措置は、加入促進や掛金の増額に寄与すると考えられることから、市町村への働きかけを実施してまいります。

3. 労働問題への対応について

- (1) 2013年に改正された労働契約法の無期労働契約への転換ルールの対象となる通算5年は、最短で2018年4月1日を始期とした契約となるが、来年4月を前に契約延長されない労働者が増える可能性がある。また、5年ごとに契約を打ちきる企業の脱法行為（雇止め法理）も予測される。一方、無期雇用となったとしても労働条件が変わるものではなく、賃金引き下げが転換条件とされるなどの可能性もある。

弱い立場である労働者を保護する観点から、懸念される不当な雇止めの防止策について関連部門との連携を密に対応すること。併せて、企業に対し、転換時の規則やルールを明確にすることや、対象者への丁寧な説明を行うよう、周知徹底を図ること。

商工労働部 雇用労政課

無期転換ルールにつきましては、雇用期間の定めのある労働者の雇用の安定につながる制度であり、国において、企業向け説明会やセミナーで制度の周知を図っているところです。

県におきましても、ホームページや、県の広報誌、市町村の広報誌等を通して制度の周知を図るとともに、企業を直接訪問するなど、国等の関係機関と連携して様々な機会を捉えて一層の周知に努めてまいります。

- (2) 介護や育児を理由に働くことができない人たちの就労支援の位置づけから、人手不足の深刻な介護職や保育士など資格職の労働条件改善に向け、支援策を講じるとともに、資格取得について助成制度を創設するなどの取り組みを検討すること。

保健福祉部 社会福祉課

県では、市町村や施設等が実施する介護職員初任者研修の資格取得のための経費に対して補助を行うとともに、施設・事業所が実務経験3年以上の介護職員を対象として行う介護福祉士国家試験受験に向けた学習支援のための経費に対して補助を行っております。

保健福祉部 高齢福祉課

平成29年度より、子育て中の職員の就労支援の観点から介護施設・事業所内保育施設の運営経費の一部を助成しております。

こども未来局 子育て支援課

保育士の労働条件の改善につきましては、保育士の負担を軽減するため、保育士の補助を行う子育て支援員を雇上げる場合の補助や貸付制度を昨年度から創設したところ です。

子育て支援員の養成のため、県が受講料無料で研修を開催し研修修了者に対しては子育て支援員として認定するなどのほか、保育士の資格取得のための講座受講料の補助や、保育士の有資格者が幼稚園教諭免許を取得する際の受講料の補助などを行っているところ です。

引き続き、保育士の負担軽減や資格取得のための取組を支援してまいります。

- (3) IoT(internet of things)、ビッグデータ、人口知能などの急速な技術革新による就業構造の変化については、既存の仕事の減少や、必要とされるスキルの変化により技術や技能の転換が生じるなど、働き方に大きな影響を及ぼすことが予測されることから、今後、労働環境の大きな変化の動向を見極め、必要な取り組みを精査し、対応を図ること。また、労働力の移動や変化に対応するためには公共職業訓練が果たす役割も重要であることから、運営や質的向上の取り組みを行うこと。

商工労働部 雇用労政課

IoT、ビッグデータ、人口知能などの急速な技術革新による就業構造の変化への対応につきましては、平成29年5月に国の「新産業構造ビジョン」が策定され、その中で新たな経済社会システムの構築に向けた産業構造・就業構造変革による横断的課題が示されており、県といたしましては、今後も国の動向を注視してまいりたいと考えております。

商工労働部 産業人材育成課

産業界のニーズに対応できる人材の育成をするために、第10次福島県職業能力開発計画に基づき県立テクノアカデミーの訓練内容の充実を図るとともに、国(労働局)、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構と県が相互に連携を図りながら効果的な職業訓練を実施するようにしております。

II. 行財政・福祉・公安関連政策

1. 行財政関係について

(1) 復興財源の確保について

本県の今年度の当初予算は、1兆7,183億円で、そのうち復興・創生分関

連予算は 8,750 億円で、通常の行政サービスに係る予算（通常予算）は、震災・原発事故前と比較すると 567 億円減の 8,433 億円となっている。さらに、復興等の実施に係る財源も 1,160 億円の不足が見込まれている。

この影響で、県民の生命・暮らしに直結する医療や福祉、教育、子育てなどの予算が圧迫されている現状にあることから、県民の生命・暮らしに直結する通常予算への影響が出ないように、歳出・事業の見直しを行い、財源確保を図るとともに、政府に対し復興に係る十分な財源措置を強く要求すること。

総務部 財政課 企画調整部 企画調整課

復興に係る予算につきましては、国からの震災復興特別交付税や各種補助金の確保を図るとともに、復興関連基金も活用しながら、通常行政サービスに支障が生じないように編成しているところです。

震災と原子力災害はいまだ継続中であり、本県の復興は長期に及ぶものと考えております。

復興・創生期間の 3 年目となる平成 30 年度は、避難地域の更なる復興の加速を始め、福島イノベーション・コースト構想の一層の推進や風評風化対策など、引き続き重要な年度となることから、6 月に実施したふくしま復興・創生に向けた提案・要望や、8 月の福島復興再生協議会における要望に続き、11 月 29 日には緊急要望を行うなど、復興財源の確実な措置について、強く訴えてきたところです。

今後も、福島の実情を訴え、長期に及ぶ本県の復興に必要な財源をしっかりと確保してまいりたいと考えています。

(2) 人口減少・高齢化対策について

本県においては、震災以降、県外避難者等が要因となり、特に、若年人口（0 歳～14 歳）、生産年齢人口（15 歳～64 歳）が大きく減少し、全国平均よりも高い水準で高齢化が進行している。

「地方創生」の最大のテーマである人口急減・超高齢化という、直面する大きな課題に対し、地域の資源を活かした新しい産業の創出等による良質な雇用の確保、及び県民総ぐるみで「出産・育児・教育」を支えるための実効性ある施策を構築すること。

子ども未来局 こども・青少年政策課

県では、結婚、妊娠・出産、子育てまでを切れ目なく支援するため、平成 27 年 8 月に福島市の青少年会館内にふくしま結婚・子育て応援センターを開設し、様々な相談に応じております。

また、核家族化の進行などにより子育て世代の孤立化が進む中、地域全体での支援が大切なことから、豊富な知識と経験を有する高齢者が昔遊びなどを通して子どもたちと交流する事業などを県内各地で実施しております。

商工労働部 産業創出課

新しい産業の創出については、ロボットテストフィールドなどの研究開発拠点の整

備が県内各地で着実に進んでいるところであり、今後とも、これらの拠点を核にしなが
ら、地元企業が行う研究開発への支援や、販路開拓のための展示会の開催、企業立
地補助金を活用した企業誘致等により、育成・集積に取り組んでまいります。

教育庁 義務教育課 県立高校改革室

少子化・人口減少社会に対応し、未来を担う児童生徒の一人一人に応じたきめ細か
な指導を行うために、本県では、平成14年度から、全国に先駆けて、「少人数教育推
進事業」による30人学級編制を実施しているところです。

県立高等学校については、今後10年間に中学校卒業見込者数が約5,000人減
少すると見込まれるとともに、生徒の学習ニーズの多様化や震災後の復興・再生に向
けた動きなどに対応するため、社会の変化に対応できる生き抜く力を育む高等学校教
育の推進、多様な学習内容の確保、魅力ある教育活動を推進するための学校の再編整
備や特色化、過疎・中山間地域の学習機会の確保などを基本方針とする新たな県立高
等学校改革基本計画の素案を公表したところです。

(3) 自治体職員のメンタルヘルス対策の取り組み強化について

自治労（福島県本部）の調査結果によると、県内の自治体職員のメンタル疾
患による休職者は、2017年4月現在で、191人と増加傾向にあり、浜通りの
役場機能が戻った自治体職員を中心に、メンタル疾患は深刻さが増している。
しかし、各自治体は、職員のメンタルヘルス対策を十分に実施できていない
ことから、県は、避難者・県民のみならず、復興業務を担っている自治体職員
のメンタルヘルス対策として、「東日本大震災メンタルヘルス対策5ヵ年事業」
に係る情報を積極的に発信するとともに、市町村が実施する職員のメンタル
ヘルス対策を積極的に支援すること。

総務部 市町村行政課

自治体職員のメンタルヘルスケアについて、県では市町村の管理職員を対象とした
メンタルヘルスマネジメント研修や市町村の職員を対象としたメンタルヘルス研修を
行っております。

また、総務省による「東日本大震災に関するメンタルヘルス対策5ヵ年事業」など
の事業を、積極的に活用するようにこれまで市町村を対象とした各種会議等において
周知を図っております。

今後ともメンタルヘルス対策に取り組んでまいります。

(4) 自治体の人材確保について

東日本大震災・原子力災害からの復興・創生に向けて、市町村等における人
材不足が引き続き重要な問題であり、他自治体からの支援職員の確保も困難
となってきた。

復興・創生のための多方面の人材（土木技術、農業土木、用地担当、建築、
医療、福祉、介護など）を確保するためには、国の全面的なバックアップと財

政面での支援の継続が必要であることから、県として政府に対し財政面並びに特殊業務の人材確保を引き続き強く要望すること。

総務部 市町村行政課

市町村の人材確保対策につきましては、本県は原子力災害の持つ特殊性により長期にわたる人員確保が不可欠であることから、本年6月に、国に対して全国市長会・町村会等と連携を図り、被災市町村に対する人員確保の支援の強化と、国や独立行政法人からの中長期的な職員派遣を要望したところであり、また、派遣職員の受入れ経費や震災対応のために職員を採用した場合の人件費等についても、復旧・復興事業が終了するまでの期間、引き続き全額を震災復興特別交付税により措置するよう要望したところです。

今後も、被災3県で連携を密にし、国に対して土木・建築・保健師などの専門職を始めとした職員確保について要望してまいります。

(5) 投票率向上に向けての条件整備について

投票率向上に向け、県としても市町村の選挙管理委員会に対し、共通投票所並びに期日前投票所の設置を積極的に働きかけること。特に、設置が広がらない共通投票所については、利便性が高く、投票率向上にも寄与するものと期待されることから、設置に向けた対応を働きかけること。また、共通投票所並びに期日前投票所については、有権者の生活行動を踏まえて利便性を高める観点から、頻繁に人の往来が見込める施設への設置を促すこと。

選挙管理委員会

先月22日に執行された衆議院議員総選挙では、県内において前回の衆議院議員総選挙より4箇所多い196箇所に期日前投票所が設置されました。

この期日前投票所では、前回の衆議院議員総選挙を53.51%上回る385,910の方が投票しており、着実に制度の浸透が図られていることから、市町村選挙管理委員会に対し、引き続き効果的な場所への設置を検討するよう助言してまいります。

また、共通投票所の設置についても、引き続き市町村選挙管理委員会に対して他都道府県の導入状況等の周知に努め、設置を検討するよう助言してまいります。

2. 暮らしの安心、安全について

(1) 治安維持と防犯対策について

避難指示解除地域における住民の安心・安全を確保する観点から、治安維持と防犯対策を充実させるとともに、先般の森林火災対応における課題の検証を行い、自然災害に備えた日頃からの防災体制構築と災害発生時の対応に万全を期すよう取り組みを継続すること。

危機管理部 消防保安課・災害対策課

今回の林野火災については、5月31日及び6月1日に、地元消防本部や国等とともに検証会議を開催し、消火方法や広域的な応援体制、資機材の配備状況などの課題を確認したところです。

これらの課題を踏まえ、双葉消防本部が策定した林野火災活動要綱に従い、11月10日に避難指示区域内での大規模林野火災を想定した訓練を楡葉町で実施しました。

なお、大規模な自然災害が発生し、被災地を管轄する消防本部では対応できない場合、県内の他消防本部から応援を受けて対応することとしておりますが、それ以上の応援が必要な場合には、自衛隊に要請し応援を受けることとしております。

また、さらに応援が必要な場合には、全国から応援を受ける体制が構築されており、今後も体制を維持してまいります。

警察本部 生活安全企画課・災害対策課

【前段部分】

避難指示が解除された地域では、帰還した住民の方の安全と安心を確保するとともに、避難中の住民の方が安心して帰還できるよう、管轄警察署や本部執行隊に加え、特別出向者と本県警察官で編成されている特別警ら隊、復興支援係等の警察力を投入して、避難指示区域内外における警戒警備、空き家を含めたパトロール、帰還住民に対する声掛け活動等を行い、住民の治安に対する不安払拭に努めております。

また、防犯団体や復興関連事業者と連携した防犯パトロール、防犯指導、防犯診断等により防犯対策を強化しているほか、避難により失われた地域の防犯力を補うため、自治体へ働きかけて犯罪が予想される地区への防犯カメラの設置促進を図っております。

被災地における主要幹線道路の自由通行化や常磐自動車道の整備・拡充、J R常磐線の運行再開等に合わせて、自治体や関係機関と連携を図り、事件事故防止対策を事前検討した上で、効果的な警戒等の治安対策を推進しております。

【後段部分】

自然災害を含む各種事案の発生に備え、平素から危険箇所の把握、災害時要支援者の実態把握を行い、各種施設や関係機関と連携し、災害発生時に即応できる体制の構築に努めております。

災害発生時には、モバイルカメラ等による現場からの映像配信により、県警察本部においても現場の状況を早期、かつ具体的に把握することで、迅速・的確な判断を行い、効果的な部隊投入を行っているほか、現場においては自衛隊、消防等の関係機関と一体となった活動を実施しております。

(2) 高齢者の交通事故防止対策について

県内の交通事故死者数は年々減少傾向にある一方で、高齢者の占める割合は50%前後と高い水準となっている。

昨今、高齢者の運転ミス等による交通事故が、後を絶たない状況であることから、高齢者事故防止に向けた対策を強化すること。

警察本部 交通企画課

高齢運転者に対しては、加齢に伴う身体機能の低下が自動車運転に及ぼす影響を理解させるため、自動車運転を疑似体験できる装置を活用した講習会や、ドライブレコ

ーダーを活用するなどして個々の能力や特性に応じたきめ細かな交通指導を行っております。

また、自動ブレーキ等が搭載された安全運転サポートカーの普及促進や運転免許の自主返納の促進に向けた広報啓発活動と返納しやすい環境づくりを推進しております。

県警察といたしましては、引き続き、関係機関・団体と連携して、高齢者の交通事故防止対策に取り組んでまいります。

(3) 消費者教育について

消費者教育において、いわゆる悪質クレームの事例情報を共有化し、倫理的な消費行動を促すプログラムの実施や、ポスターの作成・掲示、TV広告による情報発信等、啓発活動を推進すること。

商工労働部 雇用労政課

悪質クレーム対策につきましては、厚生労働省の有識者会議で対策を検討することとされており、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

(4) 防災・減災の取り組みについて

温暖化に起因する環境や気象の変化、これに伴う全国的なゲリラ豪雨や竜巻など自然災害が取沙汰されていることから、防災・減災マップ作成などわかりやすい情報発信など、県民の危機意識を高め、周知徹底を図ること。

危機管理部 危機管理課・災害対策課

危機管理部では、住民参加型の総合防災訓練や地方防災訓練の実施、親子防災教室や災害時の救急法などのメニューが選べる自主防災活動促進事業、防災出前講座・防災講座などを実施するとともに、災害対策課HPでは、「災害への備え」という項目を設け「「局地的大雨」から身を守りましょう」や「竜巻等突風災害とその対応」など災害から身を守る方法などを公開して危機意識の高揚を図っております。

また、県民の皆さまに防災意識を高めていただくことを目的に、危機管理センターの見学を受け入れているほか、災害時の対応や事前の備えなどをまとめた、福島県防災ガイド「そなえる ふくしま ノート」を作成し、全世帯への配布を開始したところです。

(5) 災害発生時の対応について

災害発生時に被災地の支援を可及的速やかに実施するため、燃料備蓄を進めるとともに、人流・物流の代替輸送手段を迅速に確保できるよう、平時から輸送手段間の連携を強化すること。

危機管理部 災害対策課

燃料備蓄につきましては、石油連盟及び福島県石油業協同組合との協定等に基づき、災害発生時には災害応急対策従事車両や緊急車両等へのガソリンを確保するとともに、災害拠点病院やTV・ラジオ放送局、防災拠点となる庁舎等の重要施設に対する

燃料供給のほか、避難所などの施設への小口配送を確保しております。

輸送手段につきましては、福島県トラック協会や福島県バス協会などとの協定に基づき、輸送体制を構築するとともに、県総合防災訓練等と通じて、円滑な対応ができるよう訓練しております。

Ⅲ. ワークライフバランス・男女共同参画社会・子育て・教育関連政策

1. ワークライフバランスについて

- (1) 育児・介護休暇、短時間勤務、短時間正社員制度、テレワーク、在宅就業など個人のおかれた状況に応じた柔軟な働き方を支える制度整備と利用しやすい職場環境づくりの推進に向け、施策を講じること。

商工労働部 雇用労政課

ワーク・ライフ・バランスの推進につきましては、経営者等向けセミナーやイクボス出前講座、アドバイザーの派遣や働きやすい職場づくりに取り組む企業認証の推進など企業への普及啓発に努めてまいりました。

今後は、数多くの企業訪問を行い、イクボス宣言や次世代育成支援企業認証の企業数を増やす取組を積極的に進めてまいります。

- (2) 働き方改革の趣旨を踏まえ、県として、心身のリフレッシュを図る取り組みや有給休暇の取得推進について取り組むとともに、各企業に対しても取り組みの推進を働きかけること。

総務部 人事課

ワーク・ライフ・バランスにつきましては、本県においても、これまで「福島県職員男女共同参画推進行動計画」等に基づき積極的に推進してきており、7月から8月までを計画的かつ積極的に夏季休暇等の取得促進等を進める「リフレッシュ月間」に位置付け、職員の心身のリフレッシュ及び仕事と生活の調和が図られるよう努めているところであり、さらに朝型勤務「ゆう活」の試行や知事を始めとする管理職員による「イクボス面談」の実施等により職員の意識改革を進めるなど、今後ともワーク・ライフ・バランスを積極的に推進してまいりたいと考えております。

商工労働部 雇用労政課

有給休暇の取得も含めたワーク・ライフ・バランスの推進につきましては、経営者等向けセミナーやイクボス出前講座、アドバイザーの派遣や働きやすい職場づくりに取り組む企業認証の推進など企業への普及啓発に努めてまいりました。

今後は、数多くの企業訪問を行い、イクボス宣言や次世代育成支援企業認証の企業数を増やす取組を積極的に進めることで、有休休暇の取得を推進してまいります。

2. 子育てについて

- (1) 育児期間中の勤務時間短縮等の措置の普及を進めるとともに、従業員向け

事業所内託児施設の設置や育児費用の経済的支援を行う事業主に対し援助を行うことにより、事業主による育児支援措置への自主的な取り組みを促進すること。

商工労働部 雇用労政課

育児期間中の勤務時間短縮等の措置の普及につきましては、国と連携を図りながら周知に努めてまいります。

また、事業所内託児施設の設置への助成につきましては、内閣府におきまして、企業が主導的に取り組む保育サービスに対して補助を行っておりますので、制度の周知について努めてまいります。

- (2) サービス業で働く女性にとって、休日保育は大変大きな問題であり、結婚し、働く意思をもちながらも、子どもの保育施設環境が整わないために、就労をあきらめなければならない状況が発生している。多くの子育て世代の女性の利便性を考慮し、乳児保育、病時・病後児保育、休日保育、延長保育（幼稚園における預かり保育を含む）、夜間保育および企業内事務所内保育など、ニーズに基づいた保育施設の整備を図ることができるよう、県としても、実施主体である市町村を支援すること。

こども未来局 子育て支援課

保育の実施主体である市町村は、各市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、必要な保育ニーズを把握し、そのニーズに対して受け皿を確保することとなっております。

市町村では、今年度、この計画の見直しを行っているところです。

県としては、市町村の計画見直しやそれに伴う施設整備等、地域のニーズに合わせた市町村の取組を支援してまいります。

商工労働部 雇用労政課

事業所内託児施設の設置への助成につきましては、内閣府におきまして、企業が主導的に取り組む保育サービスに対して補助を行っておりますので、制度の周知について努めてまいります。

- (3) 県内の保育所を増やすことで待機児童を減らし、身近な保育所（通勤圏内）へ通える環境整備に向け取り組めるよう、実施主体である市町村を支援すること。また、認可外保育施設に対する認可保育所や市町村認可による地域型保育事業への移行を促すための支援を強化するとともに、安全・安心な保育が確保されるよう、認可外保育施設に対しても施設環境整備や運営面で支援を行うこと。

こども未来局 子育て支援課

保育の実施主体である市町村は、各市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、必要な保育ニーズを把握し、そのニーズに対して受け皿を確保することとなっております。

ます。

市町村では、今年度、この計画の見直しを行っているところです。

この計画が実現できるよう国の交付金等を活用しながら、市町村が行う必要な民間施設の整備や認可外保育施設の認可保育所等への移行等を支援してまいります。

認可外保育施設の認可保育所や地域型保育事業への移行については、国の制度を活用しながら、市町村と連携し対応してまいります。

認可外保育施設に対しては、安全安心な保育環境の確保のため今年度から事故防止や安全対策に係る巡回確認や研修等を県内全ての施設に実施する等、安全対策を引き続き推進していくとともに、引き続き運営費の支援を行ってまいります。

- (4) 保育士人材の確保・定着に向けて、県においても、保育士の賃金・労働条件等処遇の改善や保育士の定着に向けた対策を策定し推進すること。また、子ども達が夢と希望を持ち、すくすくと成長できる環境づくりを進めるため、保育士の育成を推進すること。

こども未来局 子育て支援課

国において民間保育所等の職員の経験年数などに応じた賃金加算措置に加え、今年度より、研修を経た職員に対する新たな賃金加算措置を講じているところです。

県としては、処遇改善の前提となる研修を実施し、保育士定着のためのキャリアアップの支援を行っているところです。

保育士の育成を推進するため、保育士に興味を持つ高校生に向けた進学ガイドブックを作成し、情報提供を行うこととしており、引き続き、保育人材の確保・定着に取り組んでまいります。

- (5) 特定不妊治療費助成金の助成額、回数、期間をさらに拡大し、所得制限を緩和すること。また、特定不妊治療（体外授精および顕微授精）以外の不妊治療に対しても、助成金制度を設けること。

こども未来局 子育て支援課

県では、国に対して、特定不妊治療の助成額引上げや助成回数上限の緩和、一般不妊治療への助成、不妊治療の保険適用化など、支援の拡充を図るよう要望しております。

3. 教育について

- (1) 県内の学校（幼稚園含む）では一部エアコンの設置がなされているものの、まだまだ普及が進んでいないところもあるが、夏場の教育環境は劣悪であり、集中力の低下を招いている。このことから、子どもたちの快適な教育環境をつくっていくため、県教育委員会の所管する学校におけるエアコン設置を推進するとともに、市町村教育委員会が所管する学校についてもエアコンの設置が進むよう、支援策を講じること。

教育庁 義務教育課・施設財産室

市町村教育委員会が所管する公立小中学校の教室へのエアコンの設置につきましては、各市町村がその実情に応じて適切に進めているものと考えております。

県教育委員会といたしましては、設置者である市町村が、エアコン設置のため事業を実施する場合には国の助成制度の活用に向けて細かく助言するなど引き続き支援してまいります。

教育庁 高校教育課

県立高校では、全ての学校の保健室や情報処理室等にエアコンを設置しているところでは、

なお、既にいくつかの県立高校では、PTAが主体となり普通教室にエアコンを設置しております。

このような状況下で、エアコン未配置校に対して県費でエアコンを設置することは、公平性の観点から難しいと考えております。

また、すべての県立高校の普通教室にエアコンを設置するためには、維持経費の面からも、現状として非常に厳しい状況であります。

教育庁 特別支援教育課

県立特別支援学校のエアコン設置につきましては、肢体不自由や病弱の児童生徒が学ぶ教室及び保健室等に設置しております。

今後とも、必要に応じて適切に対応してまいります。

- (2) 家計の負担軽減による子育て支援や少子化対策として、学校給食の無償化について、県として市町村に対する支援策を講じること。

教育庁 健康教育課

市町村立小中学校における給食費につきましては、学校給食法により保護者が負担することとされており、その在り方については、学校の設置者である市町村が判断すべきものであります。

また、いわゆる要保護・準要保護及び被災児童生徒に対しては、保護者が負担する給食費への支援が行われていることから、県教育委員会による支援については困難であるとと考えております。

- (3) 県の所管する都市公園などの運動場や遊戯施設の老朽化については、早急に改修または建て替えを行うとともに改修や建て替えの際には、地域差が生じないように遊具や器具を設置すること。

また、地域活性、子ども達の体力増進などを踏まえ広域に施設設置を行うこと。

土木部 まちづくり推進課

県の都市公園施設の老朽化対策については、利用者の快適で安全・安心な利用環境の確保を図るため、「福島県公園施設長寿命化計画」に基づき改修を進めております。

今後も公園利用者の安全・安心の確保及び利便性の向上に努めてまいります。

- (4) 子どもたちが参加できるイベント（体験教室や歴史探検やボランティア）などの企画を行い、地域住民と触れ合うことができる企画を検討すること。
また、小学校の放課後を活用し地域のお年寄りが児童と交流できるよう、市町村に施策の推進を働きかけること。

教育庁 社会教育課

現在、県内38市町村において、地域住民の協力のもと、放課後に小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちが、スポーツ、文化活動を行うことができる安全・安心な居場所づくりを推進する「放課後子ども教室」を実施しております。

その活動の中で子どもたちが地域のお年寄りから昔遊びや伝統行事を教えてもらったり、一緒に交流活動を行ったりしております。

今後も、市町村の担当者等を対象とした研修会等を通して、高齢者を含めた地域住民と子どもたちの交流活動の充実を市町村に働きかけていきたいと考えております。

- (5) 不幸にも本年も中学校で2名の生徒が命を絶つ事象が発生してしまったが、県教育委員会としても再発防止に向け、自らの所管はもちろんのこと、市町村教育委員会の所管についても、それぞれの教育委員会と連携の上、取り組みを進めること。

教育庁 義務教育課

子どもの自殺対策につきましては、学校における相談体制の充実やスクールカウンセラーの配置の拡充を図るとともに、子どもが不安や悩みを打ち明けられる電話相談窓口の設置などに取り組んできたところです。

また、市町村教育委員会と協力しながら、子どもの悩みや、いじめなどの問題行動等に対して、学校が見逃すことなく早期に対応できるよう、教育相談を組織的に行うため、コーディネーター役を担う、力量ある中核教員の育成に努めております。

教育庁 高校教育課

県立高校においては、スクールカウンセラーを全ての高校に配置するとともに、全て(7つ)の教育事務所にスクールソーシャルワーカーを配置し、必要に応じて生徒の支援ができるよう教育相談体制の整備に努めているところです。

今後も、総合的な学習の時間や教科等の中で命の教育に取り組むとともに、アンケート調査や教育相談等により、悩みを抱える生徒の早期発見に努め、自殺の未然防止を図ってまいります。

- (6) 教育職場における長時間労働や休日出勤など、教員の疲弊が問題となっていることから、県教育委員会も市町村教育委員会と連携し、労働条件や労働環境の改善に取り組むこと。そのためにもまずは、学校事務業務（備品管理、

出欠席管理、成績表作成等) のシステム化を進めることにより、多忙な教員の事務軽減を図ること。

教育庁 職員課

多忙な教員の事務軽減等につきましては、「教職員多忙化解消プロジェクトチーム」において、関係団体等からの意見等を踏まえながら、実効性のあるアクションプランの年度内の策定に向けて検討を進めております。

4. 男女共同参画について

- (1) 県が、総合評価落札方式または企業競争による調達によって公共調達を実施する場合は、「福島県次世代育成支援企業認証制度」に基づく「ウォリバーマーク」取得企業や、女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業)などを加算評価するように定めること。

総務部 入札監理課

県の主要施策である「日本一安心して子育てができる環境づくり」を推進するため、工事及び測量設計等委託を総合評価方式で発注する場合、福島県次世代育成支援企業認証制度による「働く女性応援」や「仕事と生活の調和」の認証を評価対象としております。また、工事の入札参加資格審査においても、「働く女性応援」や「仕事と生活の調和」の認証を取得している企業に対して加点を行っております。

出納局 入札用度課

随意契約(見積合わせ)により行う物品等の調達において、次世代育成支援認定企業を優先的に見積徴取業者に選定するよう努めております。

- (2) 少子化問題に歯止めをかけるため、広範な団体の協力を得ながら、県内各地でイベント等の出会いの場を創出すること。また、結婚や家庭の良さをPRするポジティブキャンペーンの展開や、県内の次世代が結婚、出産、子育てに希望を持てる、結婚応援対策を講じること。

こども未来局 こども・青少年政策課

県では、結婚を希望する男女の出会いを応援するため、ふくしま結婚・子育て応援センターを中核として、市町村、企業・団体等と連携した取組を実施しております。

企業等内において結婚支援の取組を推進するため、「ふくしま結婚サポーター企業」制度を創設し、多くの企業にサポーター企業として登録いただいております

また、11月19日を「いい育児の日」と定め、社会全体で子育てや家庭の大切さを共感できる機会の提供を行ったところです。

今後も、県内の若い世代のふくしまで子どもを生み育てようとする思いに応えられるよう、施策の充実に取り組んでまいります。

- (3) 内閣府の掲げる「2020年までに女性の社会的地位を占める割合を30%にする」の目標達成に向けて、ポジティブアクションを促進すること。

また、女性人材育成、指導的地位への積極的な登用に向けた取り組みを行う企業に対する支援策の充実強化を図ること。

生活環境部 男女共生課

本県の復興と地方創生を実現するためには、女性の力が不可欠であることから、昨年7月、県と県内のさまざまな分野の団体が「ふくしま女性活躍応援会議」を立ち上げ、官民一体となって女性が活躍できる環境づくりを進めております。

今後も、組織トップの意識改革を目的としたセミナーや研修会の開催、女性人材の育成や女性のネットワークづくりへの支援など、女性活躍を促進してまいります。

商工労働部 雇用労政課

女性の人材育成等につきましては、経営者や管理職を目指す女性等に向けたセミナーを実施するとともに、イクボス出前講座、アドバイザーの派遣や働きやすい職場づくりに取り組む企業認証の推進などにより経営者等に対する普及啓発に努めてまいりました。

今後もセミナーの実施による支援を行うとともに、数多くの企業訪問を行い、イクボス宣言や次世代育成支援企業認証の企業数を増やす取組を積極的に進めすことで支援をしてまいります。

IV. 情報通信・交通・環境・資源エネルギー・観光関連政策

1. 情報・通信について

(1) ICT利活用の促進による利便性や生活の質的向上に資する施策について

①今後のまちづくりやインフラの整備・維持にあたっては、ICT（情報通信）を活用し、生活者の利便性や経済効率、エネルギー効率が高い、安心でくらしやすい社会の構築を推進すること。とりわけ、地方創生の面からも中山間地居住者等の生活支援のため、市町村が行う買い物支援システムや介護見守りシステムなどの普及促進に向け、県としても支援に取り組むこと。

②また、様々な分野におけるICTの活用に関しては、管理者・使用者の知識・技術の向上が重要であるとの認識から、各レベルに応じた研修等の参加・参画・企画を図ること。

企画調整部 情報政策課

地方創生や市町村が抱える様々な課題を解決するため、防災、医療・健康、観光等各分野における成功事例を普及展開する総務省国庫補助事業「ICTスマートシティ整備推進事業」の活用に向けた情報提供に努めてまいります。

県全体の高度情報化の推進及び県民の情報リテラシー向上を図るため、ふくしまICT利活用推進協議会と協同で、引き続き、以下の取組を実施してまいります。

ア ICTの利活用に関する取組事例についての講演や展示（ふくしまICT未来

フェア)

イ 講習会等への講師の派遣

ウ 地域情報化の普及・啓発・調査研究等の活動に対する助成

2. 交通・運輸について

(1) 持続可能な地域公共交通の確立について

- ①「地域公共交通ネットワークの構築」については、各自治体間における交通政策の相違により、地域間でサービスの不均衡が生じている。地域公共交通を公益事業と位置づけ、県と市町村、鉄道・バス・タクシー各モードの事業者がさらに連携し、利用者ニーズにあった利便性の高い生活交通網の構築に向けて、生活路線全てを包括して協議する場を設けること。さらに、自治体間を跨いで協議を取り持つ地域公共交通網を専門に取り扱う部署を設置すること。

生活環境部 生活交通課

県では、まちづくり担当部局等と連携し、公共交通を含む調和のとれたまちづくりの推進に向け、市町村等と地域毎の課題や情報を、部局を横断して共有しているところ。

今後も、地域公共交通網形成計画を策定する市町村やまちづくり担当部局、関係事業者との連携を強化し、公共交通の維持確保に努めてまいります。

- ②公共交通のバリアフリー化をさらに強化し、高齢者・子ども・障がい者等にやさしい歩行環境づくりを図るとともに、公共交通の車両設備拡充についても、助成措置等支援を講じること。

生活環境部 生活交通課

県では、鉄道駅移動円滑化施設整備事業補助金により、1日平均3,000人以上の利用がある駅にエレベーターを設置する鉄道事業者に補助を行う市町村に対し、その経費の一部を補助しております。

また、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金（車両減価償却費等補助金）と協調し、バス事業者に対し、市町村をまたぐ広域的な系統の運行に供する車両の購入に要する費用の一部を補助しております。

今後とも、国及び関係市町村と連携し、公共交通のバリアフリー化に向けた取組を支援してまいります。

(2) 交通網のさらなる整備・改善について

- ①常磐道の交通量増大に対応し対面交通区間の四車線化など早期改良を国に働きかけること。また、自動車事故や故障等の影響において、高線量地点に長く留まる事態を回避するための改善を働きかけること。

土木部 高速道路室

常磐道の暫定2車線化区間のうち、いわき中央IC～広野IC間及び山元IC～岩

沼 I C 間について、交通量増加による速度低下等の状況を踏まえ、H29 年より 4 車線化に着手し、復興・創生期間内の H32 年末の完成を目指し、東日本高速道路株式会社が工事を進めております。

残る広野 I C～山元 I C 間についても、6 箇所 13.5km で付加車線設置に向けた調査・設計が進められております。

県としては、渋滞緩和、速度低下による追突及び対向車線へのはみ出しによる重大事故が抑制されるなど、安全性が向上することから、施工中の 4 車線化及び付加車線の整備促進と、全線 4 車線化の早期実現に向け、引き続き、国等関係機関に強く働きかけてまいります。

帰還困難区域は、暫定二車線の区間内にあり、通常、事故等が発生した場合は、速やかに警察が出動し、中央線のラバーポールを外して、片側通行により、滞留車両を流出するため、その場に長く留まることはありませんが、根本的に、事故の抑制と故障車を避ける幅員を確保するために、全線 4 車線化の早期実現を国等関係帰還に強く働きかけてまいります。

- ② 県道敷きや 3 ケタ国道などに所在する路線バスの停留所、とりわけ、路線やダイヤが集中し、乗降率が高い箇所を検証し、交通渋滞緩和や利用者の安全面を考慮し、バスベイの新設・延長、道路の拡幅などを図ること。

土木部 道路整備課

県道敷きや 3 ケタ国道などへのバスベイのための道路拡幅などについては、県関係部局による路線バスのダイヤ集中、乗降率等の検証や地域自治体からの要望等も踏まえ、検討して参ります。

- ③ 除染廃棄物輸送の本格化に伴い、運搬経路となる地域の事故を未然に防ぐため、対応策を関係機関に要請すること。とりわけ、通学時間帯と時差を設ける等、輸送をコントロールする側とも調整を行うこと。

生活環境部 中間貯蔵施設等対策室

中間貯蔵施設への輸送については、先月末時点で平成 27 年 3 月のパイロット輸送開始から累計で 47 万 m³の除去土壌等が搬出され、輸送車両数も増加しているところであり、事故の未然防止対策は非常に重要であると認識しております。

これまで県では、市町村の意向を踏まえて、交通誘導員の設置や通学時間帯を避けるなどの対策が実施されるよう、事業の実施者である国と連携しながら道路管理者等関係機関と協議・調整してまいりました。

今後、輸送量は段階的に増加し、ピーク時には年間約 600 万 m³、一日当たり約 3,600 台の車両が往復することが想定されており、県としては、今後とも、必要な対策が適時行われ、輸送が安全・確実に実施されるよう、国、市町村等関係機関との協議・調整にしっかりと取り組んでまいります。

- (3) 高齢者の運転免許返納促進について

高齢者の自動車運転免許の返納を促進するため、丁寧な周知をすすめるとともに、免許返納者への公共交通利用の優遇制度などについて、各市町村と連携を図ること。

警察本部 交通企画課

運転免許の申請による取消し（以下「自主返納」）については、平成10年4月1日施行の改正道路交通法により規定が設けられました。

免許証返納者に対しては、市町村によりタクシー利用券や路線バス回数券の支給や商店街の割引などの支援を行っているところもあります。

今後も、高齢者やその家族から運転適性相談があった場合等は丁寧に対応し、その中で自主返納制度の周知徹底を図るとともに、市町村等に働きかけを行い、公共交通機関の優遇制度の導入など、高齢者が自主返納しやすい環境作りに努めてまいります。

(4) 再配達削減に向けた取り組みについて

宅配便の「再配達」が社会問題になっている状況を受け、集合住宅における宅配ボックスの設置が一般化するよう、まずは県が管理する公営の集合住宅に、その世帯数に応じた宅配ボックスを設置すること。

土木部 建築住宅課

宅配ボックスの設置は、流通形態の変化に伴い、配達業者の働き方改革実現のために有効なことと考えております。

しかし、県営住宅は低額所得者が入居するものであり、在宅時間の長い高齢者世帯等が多くを占め、再配達の発生度合いや宅配ボックスの設置場所（1階）から自分の住戸まで運ぶ負担などを考慮すると、入居者のニーズは不透明な状況であります。

また、宅配ボックスを既存賃貸住宅に設置するためには、設置する主体や費用負担、入居者との合意形成、スペース確保などの様々な課題があることから、今後、国の考え等を踏まえながら集合住宅への導入事例等を注視してまいります。

3. 観光産業に対する支援強化について

(1) 浜・中・会津と各地域ならではの歴史や自然、食などすばらしい観光資源を有する福島県を、さら国内外にアピールし、観光振興に向けた情報発信や風評対策など各市町村とも連携を強め観光誘客の施策を強化すること。とりわけ教育旅行の誘致等にも積極的に取り組むこと。

観光交流局 観光交流課

10月から3月にかけて、JRと連携し「福が満開、福のしま。」ふくしま秋・冬観光キャンペーンを開催中であり、各地域で特別企画を実施するなど、市町村と連携し、年間を通じた本県の魅力の発信に取り組むとともに、海外からの誘客に向けては、現地プロモーションやエージェント等の招請、現地目線での情報発信により誘客を図っております。

教育旅行については、首都圏や近県の小中学校に対し意向調査を実施し、より重点

的な訪問活動を行うなど、粘り強く取り組んでまいります。

- (2) 外国人旅行者等の国際化対応を図るため、標識や案内看板などを含むインフラの整備を進めること。

観光交流局 観光交流課

今年度から、外国人観光誘客を積極的に取り組む地域に対し、海外プロモーションや Wi-Fi など受入環境整備に関する一連の取組をパッケージで支援しており、「インバウンド先進地」を創り上げることで、全県的な波及につなげてまいります。

4. 環境問題について

- (1) 削除

- (2) 循環型社会の形成に向けて

発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）など 3 R の取り組みをさらに強化すること。また、来年以降に予定される「循環型社会形成推進計画」の見直しにあたっては、幅広いステークホルダーと連携しつつ、資源効率性の向上や SDG s（持続可能な開発目標）の達成、県民のライフスタイル改革を盛り込むとともに、災害時の廃棄物処理・リサイクルのあり方も明記すること。

生活環境部 一般廃棄物課

循環型社会の形成に向けては、県民や事業者、自治体など各主体が連携して、3 R の取組を実践することが重要であると認識しております。

これまで、県では、家庭における 3 R の取組を促進する「ごみダイエットチャレンジ事業」を実施するとともに、今年度から食品ロス削減の取組を促進するための普及啓発を行ってきたところです。

今後とも、家庭や事業所における 3 R の取組を促進するための普及啓発に努めるとともに、特に、食品ロスを削減するための取組を強化してまいります。

生活環境部 環境共生課

福島県循環型社会形成推進計画は、福島県循環型社会形成に関する条例の基本理念である自然循環の保全、適正な資源循環の確保、心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式の転換を実現し、循環型社会の形成を推進するために策定されております。

現行の計画（平成 27 年 3 月に改定）は、平成 32 年度までの計画期間となっており、計画の見直しはおおむね 5 年ごとに行うこととされております。

次期計画につきましては、県内の資源循環の現状等を調査分析することはもとより、来年度に予定されている国の循環型社会形成推進基本計画の改定内容を十分に考慮しつつ、また、県環境基本計画等関連する計画と調整を図りながら、幅広い関係団体等の意見を反映させた計画となるよう適切に対応してまいります。

5. 資源・エネルギーについて

(1) 省エネルギー社会への取り組みについて

環境省の補助を得ての水素ステーション稼動やFCV（電池自動車）の普及拡大に備えた対策が急務となっていることから、県庁をはじめ各地方振興局や県の関係各機関における水素ステーションの設置やFCV 公用車の導入を率先して行うこと。また、市町村に対しても水素ステーションの設置やFCV 公用車の導入を促すとともに、民間事業者に対し実施している補助金制度の周知と制度のさらなる拡充に向け、取り組むこと。

企画調整部 エネルギー課

県内における水素利用拡大のため、今年度より、商用水素ステーションや燃料電池自動車（FCV）の導入経費の一部を支援する補助制度を創設するとともに、年度内に県公用車として燃料電池自動車を1台導入予定であります。

県内市町村における水素利用拡大の取組と歩調を合わせながら、引き続き商用水素ステーションの計画的かつ効果的な設置に努めるとともに、県民理解促進のための啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

(2) 再生可能な自然エネルギーの推進について

県内における自然エネルギーの有効活用に向け、現行の住宅用太陽光発電設備導入支援補助金制度の継続、さらには故障による再設置や法定耐用年数（17年）経過時の再設置（機器更新）等に対する補助制度の創設（拡充）を図ること。

企画調整部 エネルギー課

住宅用太陽光発電は、県民に身近で導入が比較的容易であり、分散型で電力系統への負荷も少ないことや高い省エネ効果などから、再生可能エネルギーの導入推進のために重要と考えております。

補助制度の周知活動とともに、今年度よりユーザーを対象としたアンケート調査に取り組んでおり、固定買取価格の下落といった外部環境の変化や県民のニーズ等を踏まえながら、補助制度のあり方について検討を進めてまいりたいと考えております。

V. 医療・介護関連政策

1. 看護師・介護労働者など医療・福祉従事者の確保に向けた取り組みについて

(1) 医療・福祉従事者の県外への人材流出防止のため、福島県独自の取り組みを講じること。特に福祉従事者については、他産業と比較して賃金が低い傾向にあり、離職の原因の一つになっていることから、賃金の上昇につながる施策を講じること。

保健福祉部 社会福祉課

県では、福祉・介護人材の確保・育成・定着を図るため、平成25年度から「ふくしまからはじめよう。福祉人材確保推進プロジェクト事業」を実施し、多岐にわたる

取組を行っているところであります。

若者等が介護職への誇りややりがいを感じ、定着することを目的として、5月29日に郡山市で「福祉・介護 職員のつどい」を開催し、入職間もない介護職員の皆さんに対し、知事や先輩職員から激励いたしました。

また、介護に対するネガティブなイメージにより、介護職を目指そうという若者等が少なくなっていると考えられることから、介護の正しい理解を促進するため、介護の現場で元気に頑張っている若手職員の姿などをテレビ番組等で県内外に広く発信するなど、介護職のイメージアップを図っております。

保健福祉部 介護保険室

介護職員の処遇改善につきましては、介護職員処遇改善交付金及び加算として、平成21年度の介護報酬改定時から取り組んでおり、平成29年度さらに介護職員1人あたり月額10,000円相当の拡充がなされ、10月1日現在、最大37,000円相当の加算算定を届出した事業所は1,639事業所で、県内対象事業所の約67%となっており、何らかの加算を取得している事業所は9割を超えていることから、介護職員の賃金については、改善が図られているものと考えております。

県といたしましては、より高い加算の積極的な取得を促すとともに、今後とも各事業所において介護職員の処遇改善加算が適正に行われ、介護職員の処遇の改善が図られるよう指導してまいります。

保健福祉部 医療人材対策室

看護職員の確保につきましては、県では、保健師等修学資金について平成26年度から貸与額の増額等を行うとともに、浜通りの病院や診療所を対象に、看護職員等の住宅の借上げや子育て支援などに取り組む医療機関への補助を行っています。

また、特に看護職員の不足の大きい南相馬市及び双葉郡の病院については、看護職員に支給する一時金に対する補助等を行っており、今後とも、看護職員の確保・定着を促進してまいります。

- (2) 医療・介護の現場では、慢性的な人員不足により、厳しい労働環境が続く、事故等の発生が危惧されている。労働者のやりがいと働きやすい環境づくりのため、労働法令が遵守されるとともに、休憩・仮眠時間の確保、勤務から勤務への十分なインターバルの確保がなされ、労働環境改善につながる施策を講じること。

保健福祉部 福祉監査課

介護保険法に基づく介護サービス事業者等に対する指導監督の方法の一つとして、方部毎に事業者を集めて集団指導を実施しており、その際、労働法令の遵守に関して労働基準監督署による講話の時間を設けるなど、協力体制をとっております。

保健福祉部 高齢福祉課

高齢者介護施設等における介護職員の労働負担の軽減による働きやすい環境づくりを図るため、平成27年度から介護支援ロボットを試験的に導入するモデル事業を実施しております。

また、平成29年度から介護支援ロボットを導入するための費用の一部を助成することにより導入の促進を図っております。

保健福祉部 医療人材対策室

看護職員の勤務環境改善につきましては、県では、平成27年10月に「福島県医療勤務環境改善支援センター」を設置し、医療機関に対する社会保険労務士等の派遣や専門家を招いた研修会等を行うなど、勤務環境改善に取り組んでいるところです。

引き続き、関係団体、医療機関、労働関係機関等との連携の下、医療従事者が健康で安心して働き続けられるよう、勤務環境改善に取り組んでまいります。

2. 安心して暮らすことができる地域医療提供体制の確立について

- (1) 平成30年度に開院される「ふたば医療センター（仮称）」においては、緊急医療の充実と周辺医療機関との十分な連携を図り、地域住民の早期帰還に向け、十分な医療体制を構築すること。

病院局 病院経営課

ふたば医療センター（仮称）は、双葉地域の復興再生、帰還された住民や復興事業に携わる方々の健康を守るため、平成30年4月の開院に向け、現在整備を進めているところです。

近隣地域の医療機関との連携を構築しながら、24時間365日対応の救急医療や在宅復帰を支える医療等、双葉地域に必要な医療体制の提供に、しっかりと取り組んでまいります。

- (2) 医療過疎である南会津医療圏の改編においては、救急医療の充実を図り、県立南会津病院の機能向上と長期的な医療体制の構築を図ること。

病院局 病院経営課

新たな県立病院改革プラン（計画期間；H29～32年度）では、南会津病院の主な取り組みとして、救急医療の水准确保、公的診療所への診療応援、災害時医療への対応、訪問看護ステーションの開設、地域包括ケアシステムの構築支援、健康づくりの支援、地域づくりへの参画など、中山間地域における救急医療等の提供と地域づくりへのチャレンジを基本的役割として考え取り組んでまいります。

3. 全国一の健康長寿県を目指した取り組みについて

- (1) 福島県は塩分の摂取量が男女ともに高水準であることから、高血圧予防対策の観点から、県を挙げて塩分摂取量の削減に向けた取り組みの強化を図ること。また疾病の早期発見、生活習慣病予防の観点からも、特定健康診断検査受診率の向上に向け、実施主体である市町村や関係機関と連携し、具体的な対策を講じること。さらに疾病予防、フレイル予防対策についても予算

の確保及び施策の展開を図ること。

保健福祉部 健康増進課

県では、生活習慣病につながる食生活の改善に向け、食生活改善推進員による家庭訪問での声掛け運動や、食育応援企業と連携した減塩と野菜摂取を促すキャンペーンを実施するなど、正しい知識の普及啓発に取り組むとともに、減塩などを条件とした働き盛り世代の健康に配慮したレシピを募集し、これを取りまとめ、家庭、スーパー、社員食堂等で活用いただく取組等を進めているところです。

特定健診の実施率向上に向け、新聞等による啓発を行うとともに、市町村や関係機関と連携し、特定健診を受診した方に、ポイントが基準を達成すると様々な特典が得られる「ふくしま健民パスポート事業」のポイントを付与するなどの取組を行っているところです。

生活習慣病などの疾病やフレイルを予防し、健康寿命の延伸を図るため、「食」、「運動」、「社会参加」を三本の柱に、減塩や野菜摂取を促す取組や、ふくしま健民パスポート事業による健康づくりへの動機付け、高齢者の交流支援など、様々な取組を進めているほか、市町村の先駆的事业や企業の健康経営 など支援しているところです。

引き続き、健康をテーマとした県民運動と連携しながら、県民が気軽に楽しく取組める健康づくりを県全体で推進し、全国に誇れる健康長寿県を目指して取り組んでまいります。

連合福島様におかれましても、健康づくりの推進に御協力くださいますようお願いいたします。

- (2) 原子力事故の被災自治体の帰還が進む中で、帰還した住民の不安を取り除くため、がん検診などについては子どもの医療無料化と同様に福島県として取り組むこと。

保健福祉部 健康増進課

がん検診の無料化につきましては、実施主体である市町村の判断によるものと考えております。

なお、双葉郡全町村及び飯舘村においては、胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がん検診を無料で実施しております（平成 29 年度）。